

1 青色申告制度

1. 青色申告とは

前述のとおり所得税は、納税者が自ら所得や税金を正しく計算して申告する申告納税制度を採用しています。そこで、一定の帳簿を備え付けて水準の高い記帳を行い、これに基づいて正しい申告をしようとする人に対しては、税務上各種の特典を与えて優遇しています。このような申告をする人のことを青色申告者（注）といいます（所2①四十、143）。

（注）以前は青色の用紙の確定申告書・修正申告書を使っていたので、このように呼ばれます。

2. 青色申告のできる人

青色申告のできる人は、不動産所得・事業所得・山林所得を生ずべき業務を行う居住者や、これらの業務を国内において行う非居住者のうち税務署長の承認を受けた人に限られます（所143、166）。

3. 青色申告のための手続

青色申告をしようとする人は、所轄税務署長に青色申告承認申請書を提出しなければなりません。青色申告の申請期限は、次のように定められています（所144）。

種 別		申 請 期 限
すでに業務を行っている場合		青色申告しようとする年の3月15日まで
新たに業務を開始した場合	業務開始日1月15日まで	
	業務開始日1月16日以後	業務開始日から2カ月以内

青色申告承認申請書の提出を受けた税務署長は、その申請に対する承認または却下について、書面により通知することになっています。ただし、その年の12月31日（その年の

所得税の各論

11月1日以後新規に業務を開始したときは、その翌年の2月15日)までに通知がないときは、自動的に承認されたものとみなします(所146、147)。

なお、被相続人の業務を相続人が承継する場合には、新規に業務を開始したことになりますので、相続人が青色申告をしようとする場合には青色申告承認申請書を提出しなければなりません。この場合の申請期限は、次のように定められています(所基通144-1)。

被相続人		申請期限	
白色申告者		業務開始日から2カ月以内	
青色申告者	死亡日	1/1～8/31	死亡の日の翌日から4カ月以内
		9/1～10/31	その年12月31日
		11/1～12/31	翌年2月15日

④ 青色申告の特典

(1) 主な特典

青色申告者にはさまざまな特典が与えられていますが、そのうち主なものは次のとおりです。

	特典	特典の内容	白色申告での取扱い
所得計算上の特典	青色事業専従者給与の必要経費算入	青色事業専従者給与は、通常全額が必要経費に算入できます。(所57①)	事業専従者控除として最高86万円が必要経費に算入できます。(所57③)
	青色申告特別控除	10万円または65万円の控除ができます。(措法25の2)	控除は受けられません。
	各種引当金の繰入れ	貸倒引当金などの繰入れができます。(所52など)	繰入れできません。 (個別評価貸金等に対する貸倒引当金を除きます)
	各種準備金の積立	特別修繕準備金などの積立ができます。(措法20の4など)	積立できません。
	減価償却の特例	特定設備等の特別償却、耐用年数の短縮などができます。(措法11など)	特例は受けられません。
	たな卸資産の低価法の選択	たな卸資産の評価において低価法の選択ができます。(所令99)	低価法を選択できません。
	純損失の繰越控除	純損失の全額について3年間の繰越控除ができます。(所70①)	純損失のうち、変動所得の損失や事業用資産の災害による損失、一定の居住用財産の譲渡損失のみ3年間の繰越控除ができます。
	純損失の繰戻し	純損失を前年分の所得に対する税額から還付を受けられます。(所140、141)	純損失の繰戻還付は受けられません。

所得税の各論

	特 典	特典の内容	白色申告での取扱い
手 続 上 の 特 典	更正の制限	原則として帳簿を調査した後になければ更正できません。(所155①、156)	いわゆる推計課税が行われることがあります。(所156)
	更正の理由付記	更正するときは、原則として理由を付記しなければなりません。(所155②)	必ずしも理由を付記する必要はありません。
	異議申立てと審査請求	更正に対する不服申立ては、異議申立てをしないで、直接審査請求ができます。(国通法75④)	不服申立ては、まず異議申立て、次に審査請求の順で行います。

(2) 特典を受けるための届出

a 青色事業専従者給与に関する届出

青色事業専従者に支払った給与を必要経費として認めもらうためには、青色事業専従者の氏名や給与の額などを記載した「青色事業専従者給与に関する届出書」を、原則としてその年の3月15日までに税務署長に提出しなければなりません(所57②、所規36の4①)。

なお、青色事業専従者給与に関する詳細な取扱いは、第3章「②各種所得の金額の計算」の5.事業所得を参照してください。

b たな卸資産の評価方法の届出

たな卸資産の評価は、原価法が原則的評価方法ですが、青色申告者の場合には、低価法による評価も認められています。たな卸資産の評価方法の選定に関する届出は、確定申告書の提出期限までに、税務署長に届け出なければなりません(所47、所令99、100)。

この届出をしなかったときは、最終仕入原価法により評価することになっています(所令102)。

なお、以上のほか、必要に応じて所定の届出をしなければならないもの(減価償却の方法、各種の変更申請、届出等)がありますので、注意してください。

5. 青色申告の帳簿

青色申告をする人は、一定の帳簿を備えて、不動産所得の金額、事業所得金額および山林所得の金額に係る取引を記録し、かつその帳簿を保存しなければなりません(所148)。

6. 青色申告の取消しと取りやめ

(1) 取消し

青色申告者に次のいずれかに該当する事実がある場合には、税務署長は、その事実があった年に遡って青色申告の承認を取り消すことができます（所150）。

- 帳簿書類の備付、記録、保存が法令の規定にそって行われていない場合
- 帳簿書類に取引の全部または一部を隠ぺい、仮装して記載していたり、記載事項全体の真実性を疑うに足りる相当な理由がある場合
- 帳簿書類について税務署長の指示に従わなかった場合

(2) 取りやめ

青色申告の提出をやめようとするときは、その年の翌年の3月15日までに所轄税務署長に届け出る必要があります（所151）。